

長久手市民間保育所補助金交付要綱

(目的)

第1条 長久手市民間保育所補助金（以下「補助金」という。）は、民間保育所における保育内容の充実及び安定した保育所の運営を図ることを目的とし、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置された市内の民間保育所の設置者とする。

(補助事業及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、長久手市民間保育所補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、その可否を決定し、長久手市民間保育所補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従って補助事業を

行い、交付を受けた補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第7条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた後において、補助事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、直ちに、別表に掲げる区分ごとに、長久手市民間保育所補助金事業変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、長久手市民間保育所補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、長久手市民間保育所補助金事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、長久手市民間保育所補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助事業者から提出された長久手市民間保育所補助金請求書（様式第7号）により、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するために市長が必要と認めたときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、長久手市民間保育所補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 補助金の概算払を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、長久手市民間保育所補助金概算払精算書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第12条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号。以下「仕入控除税額報告書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による仕入控除税額報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 虚偽の申請をしたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、長久手市民間保育所補助金取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、その超える分について期限を

定めてその返還を命じなければならない。

(関係書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(調査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせる、又は関係書類等について調査をすることができる。

(雑則)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱（平成17年愛知県健康福祉部長通知17児第2072号）、愛知県低年齢児中途入所円滑化事業費補助金交付要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び愛知県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱に準ずるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行し、平成28年4月1日から

適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行し、改正後の長久手市民間保育所補助金交付要綱別表1の項から4の項まで及び7の項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行し、改正後の長久手市民間保育所補助金交付要綱別表3の項、4の項及び7の項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、改正後の長久手市民間保育所補助金交付要綱別表3の項及び4の項の規定は、令和4年4月1日から適用する。